

重 要 事 項 説 明 書

障害福祉サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	リラックスアンドスウィング株式会社
法人種別	株式会社
法人所在地	名古屋市緑区桃山4丁目314番地
電話番号	052-879-3177
代表者氏名	代表取締役 片桐真理

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護パタパタママ
事業所の所在地	名古屋市緑区桃山4丁目314番地
事業所の電話番号 (緊急時の連絡先)	052-879-3177 (052-879-3177 担当者の携帯電話に転送。24時間対応)
サービス提供地域	名古屋市(緑区、天白区、南区)
主たる対象者	居宅介護：身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 難病等対象者 重度訪問介護：身体障害者 難病等対象者 同行援護：身体障害者 障害児
サービス提供曜日・時間	月曜日から日曜日 午前0時から午後11時59分
営業日・営業時間	月曜日から金曜日(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 午前10時から午後6時まで
事業所番号	2318500069
登録年月日	平成18年10月1日
運営方針	利用者に対し、適正な介護等を提供することを目的とする。 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の立場に立ってサービスの提供を行い、他の事業者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
事業所が行っている 他の業務	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における 移動支援 ・ 介護保険法における訪問介護

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1			介護福祉士
サービス提供責任者	5		5	介護福祉士

ヘルパー	6	2	7	介護福祉士、旧ヘルパー2 級
事務員				

4 サービスの内容

①居宅介護

身体介護	家事援助	重度訪問介護	同行援護
①入浴の介護 ②排泄の介護 ③食事の介護 ④衣類着脱の介護 ⑤身体の清拭、洗髪 ⑥通院等介助 ⑦入浴介助 ⑧その他（ ）	①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居等の掃除・整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤関係機関等の連絡 ⑥その他（ ）	①排泄の介護 ②食事の介護 ③更衣の介護 ④身体の清拭 ⑤家事援助 ⑥生活援助 ⑦移動中の介護	①外出の援助

②その他のサービス

介護等の相談	

5 利用料金

(1) サービス利用者負担額

指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とします。

事業者が利用者に代わり市町村から受領した費用の額については、利用者に通知します。

(2) 加算料金

1) 初回加算（居宅介護サービス、重度訪問介護サービス毎）

以下のいずれかの場合、1月に200単位を算定します。

①新たに介護計画を作成したご利用者へ、サービス提供責任者が初回に訪問した場合、もしくは、訪問介護員と一っしょにサービス提供責任者が訪問させていただいた時。

②入院等によって、過去2ヶ月以上にわたって居宅介護サービスを受けていなかった時のサービス再開時に、サービス提供責任者が初回に訪問した場合、もしくは、訪問介護員と一っしょにサービス提供責任者が訪問させていただいた時。

2) 利用者負担上限額管理加算

当事業所を上限額管理事業所に指定しているご利用者で、上限管理を行った場合、150単位を算定します。

3) 緊急時対応加算（居宅介護サービス、重度訪問介護サービス毎）

ご利用者・家族等から要請を受け、介護計画外のサービスを24時間以内に行った場合、1回につき100単位を算定します。

4) 特定事業所加算（I）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届出ており、所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算します。

5) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I)

障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員等の賃金改善を目的とした加算を算定します。

(3) その他の料金

(4) 交通費

上記 2 で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。車両を使用した場合は、移動に要した往復の距離数に対して、1 Kmあたり 20 円を申し受けます。書面で説明し同意をいただきます。

(5) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の 時間前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ご利用の 時間前までにご連絡いただいた場合 → 円
- ・ご利用の 時間前までにご連絡いただいた場合 → 円

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、末日までにお支払いください。

支払いは、現金または振込みでお願いします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①居宅介護の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③居宅介護の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し 30 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

す。

- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①居宅介護の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ②利用者が亡くなった場合

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【当事業所への緊急連絡】

訪問介護パタパタママ 052-879-3177

午前 9 時から午後 6 時（時間外は携帯電話に転送し、24 時間対応）

9 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン

保険名 ウォームハート

補償の概要 5000 万円

事故発生時は、上記の範囲で対応し、市町村へ報告します。

10 この契約に関する苦情・相談および緊急対応窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

責任者	片桐真理
電話番号	052-879-3177
受付時間	午前 9 時から午後 6 時（時間外は携帯電話に転送し、24 時間対応）

当事業所以外に、区役所・市役所の窓口でも受け付けています。

緑区役所 福祉課障害福祉係	所在地	名古屋市緑区青山二丁目 15 番	
	電話・FAX	052-625-3956	
	受付時間	8 : 45 ~ 17 : 15	
名古屋市役所 障害者支援課 事業者指導担当	所在地	名古屋市中区栄三丁目 18 番 1 号	
		ナディアパークビジネスセンタービル 10 階	
		「名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 分室」	
	電話・FAX	（電話）052-238-0567 （FAX）052-238-0578	
	受付時間	8 : 45 ~ 17 : 15	

「福祉サービス運営適正化委員会」においても苦情対応を行っています。

愛知県運営適正化 委員会	所在地	東区白壁一丁目 50 番地 愛知県社会福祉会館内	
	電話・FAX	（電話）052-212-5515 （FAX）052-212-5514	
	受付時間	月～金 9 : 00～17 : 00（国民の祝日・休日、年末年始を除く）	

11 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための担当者の配置、委員会の設置、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援するなど必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

12 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施 なし 実施結果の公表 なし

13 その他運営に関する重要事項

（1）研修等の実施

利用者に対して適切な介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、研修等により、従業者の資質の向上を図ります。

(2) 秘密の保持

業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持します。

令和 年 月 日

障害福祉サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 名古屋市緑区桃山4丁目314番地

(名称) リラックスアンドスウィング株式会社

(説明者) 所 属 福祉事業部
氏 名

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

(代筆者)

代理人又は立会人等

(住 所)

(氏 名)